

各介護サービス事業所・施設管理者 様

高知県地域福祉部高齢者福祉課長
(公印省略)

緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所
(通所・短期入所等)の対応について (通知)

日頃から、本県の高齢者福祉施策にご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域が全国の都道府県に拡大されました。これを踏まえ、介護サービス事業所におきましては、下記のとおり対応いただきますようお願いいたします。

記

1 サービスの継続について

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持するうえで欠かせないものであることから、既に要請しているとおり、引き続き、感染防止対策に留意のうえ、必要なサービスを継続的に提供されるようお願いいたします。

ただし、クラスター発生による感染リスク軽減の観点から、サービス利用者に対しては、家族等の支援が得られるなど、居宅等で過ごすことが可能な方については、当該利用者やその家族の意向を十分に確認のうえ、利用の自粛に協力を求めてください。

2 利用者の支援について

やむを得ず自主的に休業する場合には、利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所、市町村等と連携して、訪問系サービスの提供など代替サービスの検討を行い適切なサービスの提供の確保をお願いします。

また、休業をする場合には、事前にお知らせいただくとともに、関係市町村への連絡をお願いします。なお、今後さらに感染拡大した場合等においては、公衆衛生対策の観点から、通所又は短期間の入所により利用されるサービスを提供する施設に対し、使用制限（使用停止、休業、規模縮小等）を要請することがあります。

3 感染防止対策の徹底について

厚生労働省の通知等を踏まえ、これまでも感染対策の徹底についてお願いしてきたところですが、緊急事態宣言を受けた「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付け）等を参考に、改めて感染防止対策の徹底をお願いします。

4 事業所の事業継続等について

新型コロナウイルス感染症の事業への影響をできるだけ小さくする観点で次のような取扱い等の措置がされていますので、ご承知ください。

①介護報酬算定の特例

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）別紙1のとおり、実際に提供したサービスについて、相応の介護報酬の算定が可能となります。なお、自主的に休業している場合や、①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービスの事業所の職員による居宅への訪問によるサービス提供の両方を適宜組み合わせる場合においても、同様の取扱いが可能となります。

②独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）における融資制度の活用

福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業運営が縮小した介護事業所に対して、無利子・無担保の資金融資による経営支援が受けられます。

<問い合わせ先>独立行政法人福祉医療機構 大阪支店 福祉審査課

電話：06-6252-0216

③雇用調整助成金の活用

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由による事業活動の縮小に伴い、事業主が雇用調整のために労働者を休業させた場合には雇用調整助成金による支援の対象となります。

<問い合わせ先>高知労働局、ハローワーク（高知、須崎、四万十、安芸）

電話：088-885-6052（高知労働局）

5 その他

新型コロナウイルス感染症への対応等に係る運営基準等の取り扱いについては、別紙の厚生労働省の通知を参考にしてください。

高知県地域福祉部高齢者福祉課

電話：088-823-9630

FAX：088-823-9259

E-mail：060201@ken.pref.kochi.lg.jp